

## 「大阪台車検査車両所における車輪旋盤装置の相次ぐ故障」に関する緊急申し入れ」について業務委員会を開催。

1月24日、「申」第23号〔「大阪台車検査車両所における車輪旋盤装置の相次ぐ故障」に関する緊急申し入れ〕（2013年11月22日申し入れ）について業務委員会を開催しました。

### 《会社回答》

1. 2号機及び1号機の故障に至った経緯と概況について明らかにすること。

【回答】平成25年11月19日、大台両設置の車輪旋盤1号機において、削正前の車輪計測自動測定中、異常を知らせるブザーが鳴動したさい、作業者が操作誤りにより禁則事項である手動操作を行った事から、車輪とセンサが接触し、センサ部を損傷させたものである。なお、同2号機については、同月11日、車輪削正後の寸法計測において、装置の不具合によりリニアスケール部（寸法計測用センサ）が取り付けられている根元のアーム部分に変形したものである。

2. 2号機及び1号機の、上記の故障原因を明らかにすること。

【回答】上記「1」の通り。

3. 2号機及び1号機の設置期日及び設置以降の故障・修繕履歴を明らかにすること。

【回答】平成23年12月、平成24年3月にそれぞれ設置したものである。なお車輪旋盤装置の設置以降に、不具合により修繕を依頼した事象は複数あるが、その内容は装置の油圧低下や位置・校正不良など、装置の不良ではなく、使用に伴うセンサ類の調整作業や作業者の操作誤り等による。

4. 2号機の上記故障後、1号機の改良を行ったのか明らかにすること。

【回答】2号機は操作の不具合による故障。1号機は作業者が禁則事項である手動操作を行ったため故障したものであり故障原因は異なる。

5. 車輪旋盤装置に限らず台検の多数の機器は装置に無理な負荷がかかった場合、故障する前に自動停止する等のフェールセーフ機能が働くはずだが、そうならず故障に到った理由について明らかにすること。

【回答】2号機の故障原因は調査中であるが、1号機についてはフェールセーフ機能が働いた上で作業者が禁止されている手動操作を行った結果故障したものである。

6. 修理の見通しと今後の台検業務への影響について明らかにすること。

【回答】平成26年2月中旬までには復旧する見込みである。台検業務に影響がないように取り組んでいく。

7. 今回の故障の、再発防止策について明らかにすること。

【回答】作業手順や禁則事項の徹底、教育マニュアルの改訂等の対策を実施している事に加え、プログラミング変更等も検討をしているところである。

8. 今回の故障の原因を担当社員に転嫁しないこと。

【回答】本件に限らず、今後も発生事象に対して事実関係および原因の究明を徹底し必要な対策を実施していく。なお本件に関しては作業手順や禁則事項の徹底、教育マニュアルの改訂等、必要な対策を実施したほか、プログラミング変更等の対策も検討しているところである。

《若干のやり取り》

申し入れの最初に書いてある担当助役の発言「作業担当者の取扱いに問題があった可能  
ような」発言について

組合：11月20日の点呼時において車輪旋盤担当者の取扱いに問題があったかのような発言があったが、そういうことで間違いないのか。

会社：5の回答の通りである。

組合：担当助役は「故障が発生したら、現状のまま触るな」と発言した旨の報告を受けているが、現場で実際に作業を行っている社員としては、目の前で不良が起きた場合は何とか対応しようとするもの。修理を待っていたのでは作業が進まず、CKKに修理依頼してからでは遅くなり作業に支障がでる。CKKに作業依頼をした場合に修理に来るまででどのくらいの時間がかかるのか把握しているのか。

会社：把握している。他の作業と同時発生した場合など修理は遅れる場合がある。

組合：故障した場合の、連絡の流れは社員、班長、台検の技術担当者、仕業検査車両所の担当者、CKK担当者で間違いないか。

会社：その流れである。CKK担当者は早ければ数十分掛からずに来る場合もある。

組合：30分から2時間かかることもある。

会社：全てにおいて2時間かかる事はない。

組合：状況によって違ってくる。現場では作業を遅らせないように早く直したい気持ちがある。

1項について

組合：今、動作しているのは2号機なのか。

会社：そうである。

組合：動き出したのはいつ頃か。

会社：11月中には直っている。

組合：復旧までに随分時間が掛かっているのではないか。

会社：今回の故障は消耗品等の故障と異なり、通常故障が想定されていない部分で起こったもので部品の手配等に時間が掛かった。

組合：2台とも壊れている間の対応としては、いつから浜工に運んだのか。

会社：手元にないので分からないが11月の2号機の復帰までである。

組合：この間、何本の軸を浜工に送ったのか。

会社：数十本程度である。

組合：1号機の部品を2号機の壊れた部分に使ったと聞いているが間違いはないか。

会社：壊れたセンサー部は一点もので在庫がないため使える部品を使用した。

組合：19日の事象は、オペレーターが非常停止後に禁則事項である手動操作を行ったのか。

会社：そうである。

組合：なぜ、手動操作は駄目なのか。

会社：精密機械であるから、エラーが出たら勝手な操作をしないよう指導・教育している。「定められた以外の手動操作は絶対行わない」旨の禁則事項は機器の前に貼ってある。

## 2項について

組合：国内メーカーか。

会社：準大手の外国メーカーである。JR他社を含めて使っている。

組合：故障したら修理はどうするのか。

会社：国内代理店に手配する。

組合：浜工も同じ機械か。

会社：同一メーカーだったと思う。

組合：浜工では同じような事象は起きてないのか。

会社：分からないが、使用実績はJR他社を含め沢山ある。

※1月27日10時50分頃 上記「車輪旋盤装置」の製造メーカーに関する回答に関する訂正についての連絡が、会社側幹事より地本事務所にありました。

### 訂正内容

大台両に設置してある車輪旋盤装置の製造メーカーについて、業務委員会では「準大手の外国メーカー」と回答していたが、海外メーカーではなく国内メーカーであり、「株式会社オーエム製作所」でした。部品も国内品です。

### 3項について

組合：1号機の故障原因は操作ミスで、2号機の故障は調査中との回答だったが、会社の評価はどうか。初期故障と評価しているのか。

会社：回答の通り現在調査中であり、対策については検討中である。

組合：原因が調査中で対策が取られていない現状では、2号機で起きた故障は再度発生する可能性が残っている。

会社：可能性としてはそうなる。

### 4項について

組合：1号機は操作ミスはなぜ発生したのか。

会社：自己の勝手な判断で動かしたと聞いている。

### 5項について

組合：フェールセーフで止まっているのか。

会社：2台ともフェールセーフで止まっている。しかしその後、2号機は通常と異なる動作をした。想定していない動作であった。

組合：2号機の故障原因はまだ分からないのか。

会社：そうである。メーカー側で原因を分析しているところである。

### 6項について

組合：現状、1日あたり何本の作業を行っているのか。

会社：8台車分、16本行っている。

組合：1日に16本仕上げるには、通常の勤務体制では出来ないのではないのか。

会社：元々2台で回すように計画していたが、今は通常の作業と違う作業をしている。回復作業を行っている。

### 7項について

組合：2号機の修理直後、オペレータを集めて話をしている。何を話したのか。

会社：禁則事項を守る様に、自己判断でやらない様に話した。

組合：プログラミングの変更とは、手動操作が出来ないようにするとかいうものなのか。

会社：そうではない。壊れないように、壊れても微少ですむような変更を考えている。手動操作は、CKKやメーカのように機械の動作を全て理解していれば操作を行っても問題ないし、そのためにあるが、中途半端な知識で操作すれば危険なので手動扱いはしないと決めてある。機器の動作を全て教えるとなると通常の範囲を超える教育となるので、そこまでの教育とはならない。故障等が発生したら修理で対応することが良いのでそうしている。

組合：ソフト面のみの対策ではなく、ハード面の対策はないのか。

会社：そこから踏み込んでいくと大きな事故となる境界線を決めて、それから先はCKKに依頼することとしている。

組合：そうではなくハード面の対策は考えていないのか。

会社：定められた操作の範囲でやれば良い。一旦止まったのにそれから扱うから今回のようになる。

組合：だからソフト面での対策ではなく、人間が操作する以上は想定外の動作を行う可能性は常にある。だからハード面での対策が必要であり、スイッチをすぐには扱えないようにするなどの対策は考えていないのかを聞いている。

会社：大きな故障は良くない。スイッチ類は通常使う他のものと一緒になっているため、今後考えてはいく。

#### 8項について

組合：1号機故障のオペレータに事情は聞いたのか。

会社：作業状況は聞いている。時系列も書いている。

組合：復帰教育は。

会社：実施した。

組合：ペナルティーとかあるのか。

会社：個別の事柄であり回答しない。

組合：今回の問題で現場社員は業務遂行に大変協力してきた。言い換えれば行う必要のない作業を行ったことで多大な迷惑を被ったとも言えるが、現在に到るも所長からねぎらいの言葉はないと聞いている。

会社：その作業とは。

組合：機械が2台あれば行う必要もない作業をやっている。慰労の言葉が一言あってもよいのではないか。

会社：通常作業でないことは確か、しかし、検修のプロとして当たり前のこと。

組合：皆が協力した。仕事もやった。しかしねぎらいの言葉はない。

会社：点呼で全員に言う必要があるのかわからない。

組合：点呼でも個別でもないと聞いている。だからいっている。これが会社の姿勢か。人間性の問題だ。

会社：異常時に対して、局面を乗り切るためプロとして一人ひとりが努力すべき。

組合：ねぎらいの一言もいえないのかといっているのだ。

会社：当然、言っているはず。言っていないと誰から聞いたのかも言わないで、仮定の議論はしない。

組合：組合は現場の社員から聞いている。会社は確認もしないで、先ほどまでのプロ当たり前との非人間的な主張を、言っているはずと微妙に修正しているが、そのような事は認められない。支社として現場を指導すること。

以上